ヲ　定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳製品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳製品（常温保存可能品を除く。）にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ワ　保存の方法（省令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(三)乳製品の成分規格並びに製造及び保存の方法の基準の款の規定により保存の方法の基準が定められた乳製品にあっては、その基準に合う保存の方法）

カ　常温保存可能品にあっては、常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

ヨ　製造所（輸入品にあっては、輸入業者の営業所）の所在地及び製造業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名（法人にあっては、その名称）

四　乳又は乳製品を主要原料とする食品

イ　名称又は商品名（乳酸菌飲料にあっては、その旨）

ロ　乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨

ハ　含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分（乳脂肪分以外の脂肪分を含むものにあっては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分）の重量百分率

ニ　添加物であって表示基準府令別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む食品にあっては当該添加物を含む旨

ホ　乳以外の特定原材料を原材料として含む加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含み、抗原性が認められないものを除く。）にあっては、当該特定原材料を原材料として含む旨

ヘ　乳以外の特定原材料に由来する添加物を含む食品にあっては、当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨

ト　アスパルテームを含む食品にあっては、Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨

チ　定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい乳酸菌飲料にあっては消費期限である旨の文字を冠したその年月日及びその他の乳酸菌飲料にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日

リ　乳酸菌飲料にあっては、保存の方法

ヌ　製造所（輸入品にあっては、輸入業者の営業所）の所在地及び製造業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名（法人にあっては、その名称）

3　前項に掲げる事項の表示は、邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行わなければならない。

4　第二項第二号イに掲げる事項の表示は一〇・五ポイント活字以上、同項第三号イに掲げる事項の表示は発酵乳及び乳酸菌飲料にあっては八ポイント活字以上、その他の乳製品にあっては一四ポイント活字以上、同項第四号イに掲げる事項の表示（乳酸菌飲料に係るものに限る。）は八ポイント活字以上の大きさの字体で行わなければならない。

5　第二項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。

6　第二項の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日（以下この項において「期限」という。）及びその保存の方法の表示は、乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。）、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料のうち紙、アルミニウム箔その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあっては期限の日の記載をもって、期限に代えることができ、アイスクリーム類にあっては期限及びその保存の方法を省略することができる。

7　乳製品（常温保存可能品を除く。）及び乳酸菌飲料にあっては、第二項第三号ワ及び同項第四号リの規定にかかわらず、常温で保存する旨の表示については、これを省略することができる。

8　第二項の規定にかかわらず、乳処理場又は製造所の所在地の表示は、乳処理業者又は製造業者の住所及び乳処理業者又は製造業者が消費者庁長官に届け出た乳処理場又は製造所の固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。）の記載をもってこれに代えることができる。

9　第二項第三号ト及び同項第四号ニの規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあってはその名称をもって、表示基準府令別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあっては同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。

10　第二項第三号ト及び同項第四号ニの規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一　添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合　着色料又は合成着色料

二　添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合　増粘剤又は糊料

11　第二項第三号チ及びリ並びに第四号ホ及びへの規定にかかわらず、特定原材料（乳を除く。以下この項において同じ。）を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原材料とする食品であって、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあっては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定原材料を原材料とする加工食品であって、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの（以下この項において「特定加工食品」という。）を原材料とする乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原材料とする食品にあっては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原材料とする食品であって、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあっては当該乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原材料とする食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

12　第二項の規定にかかわらず、同項第三号又は第四号に掲げる事項（同項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項を除く。）の表示は、一の授受の単位につき十個以上の容器包装に収められた乳製品又は乳若しくは乳製品を主要原料とする食品のうち原料用に使用されるものを食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉ねり製品製造業、同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）する場合にあっては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、第二項第三号イ及びヨ又は第四号イ及びヌに掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状に記載しなければならない。

13　第五項及び第七項から第十項までの規定は、前項の規定により第二項第三号又は第四号に掲げる事項を送り状に記載する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十三年九月一日から施行する。

（この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用）

第二条　この府令の施行前に行われた表示に対する法第五十五条第一項の規定に基づく命令の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　前条に規定する表示に対する罰則の適用については、なお従前の例による。